

森林吸収量の算定方法等に関する検討会（第2回）概要

日時：令和6年10月7日（火）13:30-16:00

場所：日本森林技術協会 日林協会館3F大会議室（オンライン併用）

議題（1） 森林吸収量の算定・計上方法の見直しについて

●算定用データについて

- ・ NFI は 3 期以降 QA/QC が本格的に実施されており、コントロール調査の誤差も低位に収められており、世界的に見ても素晴らしいものとなっている。このような観点から、算定には 3 期以降のデータを使うのが適当。
- ・ 森林吸収量算定に使用するデータを精査する際に、3 期・4 期・5 期との連続性を考慮して正確性を判断してはどうか。
- ・ データ棄却で 2 σ は妥当。野帳の入力ミスは以前あったものの、今後のチェック体制により発生することがないと理解。
- ・ 継続調査点に条件を絞ることで使える点数が少なくなる。全国平均値を求めるのみであれば、調査地点数が多ければ、多少のミスや連続しない異なる測定点を使っても問題ない。一方で林種別等の細分を行うのであれば、データ数の確保が重要であり、異常値除外の方法や平均値の出し方について検討が必要（3 → 4 期のデータが連続でない調査点であっても、3 → 5 期で見てみる等のデータの精査を検討してはどうか）。

●FM 率について

- ・ 提案の F M 率算定方法に賛同。Ry の設定について、今後さらに分析することで理解。
- ・ 施業履歴による FM 率判定では、5 年内の施業の有無による変動が大きくなる恐れがある。また、Ry の下限値を 0.6 と設定する根拠が明らかでない。NFI データに基づく分析を行ってはどうか。
- ・ FM 算定方法の変更理由を説明することは大事。Ry の考え方が変わることによって管理する山の考え方について誤ったメッセージにならないよう注意する必要がある。

●吸収量算定について

- ・ 算定方法が変わることを踏まえ、吸収量を過去に遡って計算する方法について検討が必要。
- ・ （条約に基づく）1990 年の吸収量がいくらだったかというのは年が経つにつれあまり重要ではなくなっている。単純に従来報告値と NFI による報告値の比率を使って過去に伸ばす方法でもいいのではないか。FM 率を変えたことに伴うパリ協定下における報告の遡り計算については、NDC 実施期間の最初の年から示す事が出来れば必ずしも 1990 年にまで遡る必要はない。
- ・ AR の土地利用変化の考え方には植林後 20 年以内に、土地利用変化を受ける特徴が出てくるが、20 年以上であれば AR ではなく、普通の森林と見なして F M の判断をしても良いのではないか。

議題（２） 森林吸収量目標設定について

- ・天然林をまとめて全国一本で推計することについて理解。人工林の将来予測に FM 率 72% を想定することについて、花粉発生源対策での植え替えの推進など今後政府が描いている植え替えのシナリオを加味すると大きく変わってくるのではないかな。
- ・将来予測なので、本来政策面からいくと複数のシナリオごとに算定結果を出したほうが林野庁の行政施策としては使えるのではないかな。
- ・伐採木材の参照レベルについて、現状の使っているものを継続して利用していくという提案だと理解したが、その場合の根拠、なぜそれを使えるのかという対外的な説明をしていく必要がある。

議題（３） 今後の議論の進め方

- ・人工林に関しては、NFI のデータを用い、高齢級に対応するように収穫表の見直しを実施しており、NFI のデータと見比べると多少過小ではあるが天然林ほどのズレはない。また、統計データから伐採した人工林の 4 割弱ほどは天然林に戻ったと考えられるが、NFI では明らかな減少傾向が見られない。人工林・天然林の面積をどのように把握するか検討が必要。
- ・全体的に NFI ベースで検討が進んでいることは素晴らしいこと。リモセン技術は格段に精度が向上しており、将来的には人工林、天然林、その他の判断は森林簿から脱却し、NFI やリモセンなどを使用することを検討すべき。
- ・将来予測する際の FM 率については、基本計画等施策を考慮する必要がある
- ・リモセンなどで得られたデータを森林簿に反映することが重要。より正確な森林簿データが大事。
- ・FM 率の判定に使用する痕跡あるいは法的規制のデータに統計的な精度が必要である。
- ・NFI データに基づき、Ry 値と侵入木の割合を検証することで、どこまでの Ry が育成単層林として維持するのに適当なのか、どこからが育成複層林となるのか、Ry の下限値を決める根拠となるのではないかな。
- ・NFI 上で伐採された箇所で植栽痕跡もないのに、森林簿上で人工林のままになっている場合は、森林簿林種を採用することは対外的に説明できない。林種については、森林簿と比較しながら、両方向を見ながら判断するのは一つの方法かもしれない。

（以上）